令和2年度 第2回宮崎市国民健康保険運営協議会(書面開催)会議録

- 1 開催期間 令和3年1月25日(月)~2月5日(金)
- 2 出 席 者 宮崎市国民健康保険運営協議会委員 11人 期間内に委員定数12人のうち、11人から「令和2年度 第2回宮崎市国民健 康保険運営協議会(書面開催)に係る質問・意見書」の返信があったため、宮崎市 国民健康保険規則第5条第5項の規定により、会議が開催されたものとする。

3 議 事

【報告事項】

- (1) 令和2年度 宮崎市国民健康保険特別会計3月補正予算(案)について
- (2) 令和3年度 宮崎市国民健康保険特別会計当初予算(案)について
- (3) 宮崎市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) (仮称) 「宮崎市国民健康保険事業方針」 (案) について
- (5)「第2期宮崎市保健事業実施計画(データヘルス計画)中間評価と見直し」 (案) について
- (6) その他
 - ●新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び傷病手 当金支給状況について

4 委員からの質問・意見

●質問

報告事項 2「令和 3 年度 宮崎市国民健康保険特別会計当初予算(案)について」における「令和 3 年度 適正服薬促進事業」について、資料 2-3 の 3①に「市(保険者)からレセプトデータを業者へ提供し、分析によって重複や多剤投与などの対象者を抽出」とあるが、個人情報の第三者提供にならないのか。また、業者に対する情報漏洩防止措置などの配慮等は十分にされているのか。

●回答

レセプトデータにつきましては、宮崎市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第2条第3号に規定する「要配慮個人情報」に当たり、条例第8条において個人情報の利用及び提供の制限を規定していますが、同条において、「当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき」などは、実施機関である本市から第三者である業者に提供できることを規定しております。

また、業者に対する情報漏洩防止措置などの配慮等につきましては、条例 第 12 条において、外部委託に伴う措置等として業者が講ずべき個人情報の保 護のために必要な措置を明らかにしなければならないことなどを規定してお ります。

具体的には、本事業における業者選定過程におきまして、「ISO27001 またはプライバシーマークを取得し、個人情報保護及び守秘義務の遵守等のセキュリティ対策が講じられているか」に係る項目を選定評価基準に掲げるとともに、「個人の権利利益を侵害することのないよう、条例その他の関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない」旨を業者との契約書に明記することとしております。

更に、条例第 39 条及び第 40 条において委託事務従事者等に対する罰則が 適用されることなどにつきましても、業者に対し明らかにすることとしてお ります。

今後、関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱いに十分な配慮を行いながら、適正服薬促進事業を実施してまいりたいと考えております。

●意見

令和元年度から特定健診費用の自己負担金を無料化しているものの、健診 受診率は低い状況にある。

国保加入者が年々減少する一方、1人当たりの診療費が増えている状況にあり、特定健診の受診が病気の早期発見及び早期治療につながるため、関係機関と連携し、健診受診率の向上に努めてほしい。

●回答

特定健診の受診率につきまして、令和元年度は前年度よりも上昇しているものの、県内最下位及び中核市下位の状況にあり、現状を分析し受診者を増やす取組を進めることが課題であると捉えております。

今後、令和2年度から取り組んでおります専門業者への委託によるAIを活用した受診勧奨の更なる充実等により受診率向上を図り、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えています。